

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	駐車場の使用料等	
根拠条例等・条項	堺市立芸術文化ホール条例第14条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>駐車場の使用料等については、堺市立芸術文化ホール条例第14条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立芸術文化ホール条例】 (駐車場の使用料等)</p> <p>第14条 ホールの駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	